

取り扱い上の注意事項

1. 目的

「標準構造図集（土木一般工事）（以下「構造図集」という）」は、本市が事業を実施する構造物の標準化・規格化を図り、土木工事の設計・積算・施工等における業務の簡素化及びコスト削減を図るために定めたものである。

2. 取り扱い

（１）「構造図集」は、本市の発注機関、設計業務等委託の受託者、並びに本市発注の工事の請負人において、予め備え付けておくものとし、その取扱いは次の各項によるものとする。

（２）「構造図集」に掲載された土木構造物を設計・積算に採用したときは、その名称・記号等を設計図書に記入するものとし、必要に応じ「構造図集」の図面を設計図書に添付する。

（３）「構造図集」に掲載された土木構造物と「構造図集」に掲載されていない他の土木構造物との相互関係を明確にさせる必要があるとき、及びその必要と認めるときは、図面を設計図書に添付するものとする。

（４）「構造図集」に掲載されたコンクリート二次製品の寸法については、標準的なものを示したものであり、特定の製品を指定するものではない。

また、「構造図集」に掲載されていないコンクリート二次製品の施工承諾願いを請負人が提出した場合は、監督員が形状・規格・必要な強度等を確認し、認めたときに限り使用できるものとする。

3. 注意事項

各々の土木構造物について、設計上の注意事項及び施工上の注意事項を記載しているので、熟読の上、誤りのないように使用すること。

4. その他

（１）法令又は設計基準の改訂等により、「構造図集」を改訂した際は本市ホームページにて公開する。

（２）受託者又は請負人が本市発注の設計業務委託又は工事に着手するときは、必ず本市ホームページ等にて改訂等について確認すること。